

## 簡易な施工計画を記載するにあたっての注意事項

### 1 記載方法について

入札公告に添付されたファイル(様式一4)を必ず使用し、フォーマットに従って1課題当たりの提案項目数の限度を5項目とし、1項目につき1つの提案を記載すること。(2課題をA4サイズ1枚に納め、箇条書き)

様式一4は文字のみを記載し、提案内容を網羅すること。なお、図表等によって提案を補足する場合は別途A4サイズの説明資料を2課題に対して1枚のみ添付できる。なお、説明資料のファイル形式はPDF形式とすること。

フォントサイズは、10ポイント以上とすること。

記入する文字数は、1つのマスあたり、140字(空白や改行も1文字に含む)までとすること。

### 2 注意事項

以下の項目に該当する場合、評価の対象とならないので注意すること。

#### A) 記載方法について

A-① 指定した用紙、サイズ、フォーマットを用いていない場合。  
(データを使用するため様式フォーマット等を変更しないこと。)

A-② 1つのマスあたりの文字数が140字を超える提案を行った場合。

A-③ 指定した項目数(5項目)を超えた提案を行った場合の6項目以降。

A-④ 複数の項目に同様な提案(複数の要素が重複)を記載した場合、2つ目以降の項目の提案。

A-⑤ 2課題に対して同一の提案を行った場合の片方の課題の項目の提案。

A-⑥ 同一項目内で複数の提案を記載した場合の2つ目以降の提案。

#### B) 記載内容について

公告の設計図書、仕様書及び現場条件を確認し、課題に対応した様々な着目点からの提案を記載すること。  
提案については履行義務を伴うため実施の可能性や具体性には十分配慮すること。

(評価の対象としない記載内容の例)

B-① 提案内容が、公告の設計図書・仕様書及び現場条件に適合できていないと判断されるもの。

B-① 提案の効果、実施の実現等が判断できないもの。

提案の目的、対象、具体的な実施の方法や手段、実施の基準、事象の周知方法及び対応策、場所  
時期、数量等(数量、範囲、幅、高さ、頻度等)が不明確であり、効果、提案の実施の実現等が  
判断できないもの。

B-② 提案の実施が不確実なもの。

提案の実施にあたり第三者(関係機関(警察等)、地元、施設管理者(道路管理者、河川管理者等)、他工事等)、  
発注者との協議、調整、協力が必要なため、提案の実施の実現に不確実性を有するもの。

B-③ 提案の実施が曖昧なもの。

(例)「…を必要に応じて行う。」、「できる限り…する。」、「…する努力をする。」、「…の場合は…」等

B-④ 提案の実施にあたり、当該工事における提案以外の項目の数量、構造等に設計変更を要するもの。

B-⑤ 公告の設計図書、仕様書等で明示している工事目的物の仕様、形状、規格の変更及び追加。  
(配筋、目地等の変更を含む)

B-⑥ その他(標準的なもの、もしくは効果が期待できないものや、過度なコスト増を誘引するもの)

① 過度なコスト負担を要する「オーバースペックな提案」と判断させるもの。

(例)・工事目的物に使用する材料の変更

(コンクリートへの添加剤、仕様・強度・規格・配合の変更等)

・公告の設計図書、仕様書等で指定している使用機械や仮設材等の変更及び追加等

・As舗装等の追加施工 ・機械式水処理設備(中和処理設備、濁水処理設備等)の追加設置

・人員(交通誘導員、監視員等)の増員、追加配置 等

② 提案の内容が標準的なものと同様なもの、又は同程度と判断されるもの。

・公告の設計図書・仕様書、土木工事共通仕様書(福岡県県土整備部)、土木工事施工管理の手引き  
(福岡県県土整備部)や施工に関して必要な関係法令、規則、示方書、各種手引き・指針、設計施  
エマニュアル等に基づき行うべき内容

(土木工事共通仕様書、土木工事施工管理の手引きに示す管理基準、管理の規定値等を自主的に上乗  
せ設定したものも含む)

- ③ 標準的な現場管理や安全管理、労働安全衛生に類するもの。  
(例)・工事看板の設置、補修、清掃や散水 等
- ④ 一般的な法令・規則の遵守やマナーの向上に類するもの。  
(例)・飲酒運転、ポイ捨ての抑止 等
- ⑤ 当該工事と無関係のもの。  
(例)・地域やボランティア団体等が実施している清掃活動等への参加 等
- ⑥ 提案の内容が課題を満たさないもの。
- ⑦ 提案の内容の効果の程度及び範囲が適当でない、あるいは低いと判断されるもの。
- ⑧ 提案の内容の効果の程度が不明瞭なもの。
- ⑨ 提案の内容が採用できないもの。(実施不可)

### 3 その他

上記で「評価の対象としない記載内容」としているものであっても、現場での実施を妨げるものではない。(実施不可を除く)  
(例)「使用機械の変更」等。